

「専門実践教育訓練給付制度」を利用した進学のご案内



学費の
最大
60%
給付

「介護福祉士」 国家資格取得を目指す方へ

本校の**介護福祉学科**が、教育訓練給付金の専門実践教育訓練として、厚生労働大臣により指定されました。

※受給資格について、詳しくはお近くのハローワークにてご確認ください。

1. 教育訓練給付制度とは

働く方の能力開発の取り組み、キャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するとともに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者の方に対しては、基本手当が支給されない期間について、受講に伴う諸経費の負担についても支援を行うことにより、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

2. 教育訓練給付制度の詳細

(1) 支給対象者

受講開始日現在に雇用保険の被保険者期間が**2年以上**あること。

ただし、平成26年10月1日以降に教育訓練給付金を受けた場合は、**10年以上**の雇用保険の被保険者期間を有すること。

(2) 支給額

教育訓練費の**60%**

2年間最大

96
万円

①教育訓練経費の**40%**

支給申請の時期によって、受講中（受講開始日から6か月ごとの期間の末日の翌日から起算して、1か月以内が支給期間）又は受講終了後（修了日翌日から起算して1か月以内）に支給を受け取ることができます。

②教育訓練経費の**20%**

受講修了後、資格を取得し、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合に追加支給。

3. 専門学校ユマニテク医療福祉大学校 介護福祉学科学費（H27 年度入学生）

	入学金	授業料	実習費	年度合計	その他 必要経費	総合計 (2年間)
1年次	180,000 円	600,000 円	170,000 円	950,000 円	約 230,000 円	約 1,950,000 円
2年次	—	600,000 円	170,000 円	770,000 円	教科書代、 ユニフォーム代他 (学園規定)	

4. 申請手続き



5. 支給申請期間

- 【受講中】 受講開始日から6か月ごとの一定期間
- 【受講終了後】 受講修了日の翌日から1か月以内
- 【追加支援】 資格を取得し、一般被保険者として雇用された日の翌日から1か月以内

6. 参考

ハローワーク「教育訓練給付金」
厚生労働省「教育訓練給付制度について」
※受給資格については、さまざまな要件や制約がございます。
詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。

<問い合わせ先>

専門学校ユマニテク医療福祉大学校 事務局
〒510-0854
三重県四日市市塩浜本町 2-34
TEL:(059)349-6033 FAX:(059)349-6034
E-mail : info-re@humanitec.ac.jp
<http://www.humanitec-re.jp/>

